

堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則（昭和55年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第9条第5号中「又は高齢者の医療の確保に関する法律」を削り、同条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、被保険者証の被保険者番号に変更を生じたとき。

第11条中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。